

冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動

(別紙1)

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
内 閣 府	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地球環境と資源エネルギーを大切にする国民運動全国会議の事務局である(財)あしたの日本を創る協会を通じ、省資源・省エネルギー運動のより一層の促進を図るとともに、定期刊行物による広報を行う。 2. 政府広報を通じ、冬の省エネルギーの普及広報活動を行う。 3. パンフレット配布、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。 4. 都道府県、関係団体に対し、冬季の省エネルギー対策の一層の推進について要請するとともに、省資源・省エネルギー国民運動地方推進会議等を通じ、省資源・省エネルギーの普及啓発の充実を図る。
総 務 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方6団体等に対し、省エネルギーの重要性、「省エネ総点検の日」の意義について周知徹底するとともに省エネルギーへの協力を要請する。 2. 情報通信産業の関係団体等に対し、情報通信を活用した交通代替(テレワーク)や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネルギーに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネルギーの一層の周知徹底を図るよう要請する。 3. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを实践するため、3メガ対応型VICS対応車載機の普及促進を図る。 4. 「冬季の省エネルギー対策について」(連絡会議決定)について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図っている。
法 務 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本省内、地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギー対策について」(連絡会議決定)の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の定着及び実践を図っている。
外 務 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本省内、関係団体等に対し「冬季の省エネルギー対策について」(連絡会議決定)の重要性及び推進を周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の改革及び実践を図っている。
財 務 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「冬季の省エネルギー対策について」(連絡会議決定)について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図っている。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
文 部 科 学 省	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 教育委員会及び関係機関等に対し、「冬季の省エネルギー対策について」(連絡会議決定)の推進に努めること及び省エネルギーの重要性について周知徹底するとともに、学校における省エネルギー点検チェックリストを送付し、省エネルギー対策を効果的に実施するよう協力を要請する。 2 . 「冬季の省エネルギー対策について」(連絡会議決定)及び省エネルギー対策のパンフレットのホームページ掲載を通じ、省エネルギーの普及促進を図っている。 3 . 平成17年11月から、各都道府県・政令指定都市教育委員会に対して、経済産業省及び民間事業者と連携して、公民館等の社会教育施設等を活用した地域におけるエネルギー教育・啓発活動を支援・推進している。
厚 生 労 働 省	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 「省エネ総点検の日」に向けて、関係団体等を通じ、省エネルギーの周知に努め、また、普及広報活動も含め協力を依頼する。 2 . (財)ビル管理教育センターの講習会を通じて、ビルの管理業務における省エネルギー対策に関する講義を行う。 3 . 年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等労働時間短縮に向けての取組に関し、国民的気運の醸成のための広報啓発活動に努める。
農 林 水 産 省	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 都道府県、関係団体等を通じ、農林漁業者等に対し、省エネルギーについて普及指導を行う。 2 . ホームページ掲載、関係団体の定期刊行物等を通じ、農林漁業者等に対し、農林水産業における省エネルギー対策について普及広報を行う。
経 済 産 業 省	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 全国主要都市において、省エネルギーの街頭キャンペーンを実施し、グッズを配布し、広く省エネルギーを呼び掛ける。 2 . 本省及び地方経済産業局等においてパンフレット配布、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及促進を図るとともに、関係団体等を通じ省エネルギーの周知徹底を図るよう要請する。 3 . (財)省エネルギーセンターを通じて、 <ol style="list-style-type: none"> (1)省エネルギーポスターを作成し、全国規模で官公庁、政府関係団体、関係業界、地方公共団体、学校等に貼付する。 (2)機器のエネルギー消費効率等をわかりやすく一般消費者に示す「省エネ性能カタログ」を作成・配布する。 (3)将来を担う子供たちの省エネルギー意識の定着・向上を図るため、省エネ教室等の省エネ教育関連イベントを全国で実施する。 (4)住宅において、エネルギー使用量をリアルタイムで掌握できるエネルギー使用量表示計(省エネナビ等)を用いて通常ベースの使用量、省エネルギーベースの使用量等の調査、情報提供を行い、その成果等について広く情報提供する。 (5)エコドライブの実践方法を広く情報提供すると共に、講習会及び教習会を実施する。 (6)その他、新聞広報、ホームページ、インターネット等による省エネルギー広報の強化を図る。 4 . (社)日本ビルエネルギー総合管理技術協会を通じ、ビルにおける省エネ手法を紹介したパンフレットの配布を行う。 5 . グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、トラックの輸送効率化、国際複合一貫輸送、複数荷主によるモーダルシフト、3PL事業による物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
国 土 交 通 省	<ol style="list-style-type: none"> 1．運輸部門における自動車等の省エネルギー対策の普及啓発に資するパンフレットを作成し、関係業界等に配布する。 2．(財)建築環境・省エネルギー機構を通じ、省エネルギー住宅の設計・施工技術講習、建築環境・省エネルギー講習会を開催する。 3．「環境・エネルギー優良建築物マーク表示制度」、「環境共生住宅認定制度」の実施、環境共生住宅巡回展の開催。 4．鉄道事業者に対し、省エネルギーに関するポスターを掲示する等広報に努めるように要請する。 5．ホームページ掲載等により、ガソリン自動車の燃費一覧の情報提供を行う。 6．グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、トラックの輸送効率化、国際複合一貫輸送、複数荷主によるモーダルシフト、3PL事業による物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。 7．低公害車メールマガジンを自治体、企業等の自動車購入担当者や自動車関係事業者等に向けて発行し、低公害車に関する知識を広めるとともに、低公害車の普及促進を図る。 8．運輸事業者のグリーン経営(環境負荷の少ない事業経営)推進のための「グリーン経営推進マニュアル」(自動車、海事及び倉庫関係事業者向け)の配布、講習会の開催等を行う。 9．道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、3メガワット対応型VICS対応車載機の普及促進を図る。
環 境 省	<ol style="list-style-type: none"> 1．経済界をはじめとする各界と連携しながら、各種メディアを有機的に用いて、地球温暖化の危機的状況を伝えるとともに6つの具体的な温暖化防止の行動の実践を促す、「チーム・マイナス6%」を愛称とした国民運動を推進する集中キャンペーンを実施する。 2．地球温暖化防止に向けた国民運動の一環として、省エネルギー効果の高い家電や住宅設備、自動車などの購入を呼びかけるパンフレットや、環境教育用のDVD教材等を配布する。 3．家庭におけるエコライフを推進するため、「我が家の環境大臣」など冊子・ホームページを通じた情報提供等を行う。
警 察 庁	<ol style="list-style-type: none"> 1．関係団体に対し、経済運転や不要不急のマイカーの利用自粛等の普及広報活動を行うよう要請。 2．都道府県警察に対し、経済運転・節約運転の方法、駐車違反の防止等について普及広報活動を行うよう要請。 3．交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。 4．道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、3メガワット対応型VICS対応車載機の普及促進を図る。 5．燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブ(やさしい発進、いわゆる「ふんわりアクセル『eスタート』」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、無用なアイドリングをしないこと、タイヤの空気圧を適正に保つなどの確実な点検・整備等)の広報啓発を促進する。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
防 衛 庁	<p>1．本庁内、外局及び地方支分部局並びに関係団体に対し「冬季の省エネルギー対策について」(連絡会議決定)の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するとともに、ポスター・貼り紙の掲示、パンフレットの配布を通じて意識高揚に努める等、省エネルギー対策の普及を図る。</p> <p>2．当庁の環境保全の取組、家庭の省エネ等について部内系ホームページに掲載することにより、職員に対する周知を図る。</p> <p>3．本庁内の執務室に設置した温湿度計を利用することにより、職員自らが適正な室温管理に努めるよう呼びかける。</p> <p>4．本庁内に設置してある掲示板を利用して、職員に対し省エネルギー対策の普及広報に努める。</p> <p>5．エコドライブの実践方法を情報提供するとともに、講習会を実施する。</p>
金 融 庁	<p>1．「冬季の省エネルギー対策について」(連絡会議決定)について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</p> <p>2．「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に基づく金融庁実施計画」を定め、ホームページに掲載することにより、周知を図っている。</p>